資料75-4

電気通信番号規則等の一部改正について

(諮問第3089号)

<目 次>

1	報告書 ····································	1
2	答申書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	改正概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
4	新旧対照表 · · · · · · 1	1
	電気通信番号規則の一部を改正する省令案 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担 金算定等規則の一部を改正する省令案	
	(参考) ・電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)

平成28年11月18日

情報通信行政·郵政行政審議会電気通信事業部会 部会長 辻 正 次 殿

> 電気通信番号委員会 主 査 酒 井 善 則

報告書

平成28年9月27日付け諮問第3089号をもって諮問された事案について、調査の 結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信番号規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部を改正する省令等案に対する意見及びそれに対する考え方

考え方	考え方 1 本改正案に賛同いただいたものとして承ります。			考え方2	本改正案に賛同いただいたものとして承ります。	本規則に従い、020 番号を適切に使用されることになります。例えば料金プランに応じて割り当てるかは、その料金プランが本規則に則っているかで判断することになります。
意 見	意見 1 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の改正によ	り、020 番号はユニバーサル料負担の対象外とされたこと、およびその他の指定要件緩和についても通信事業者の投資コスト低減に繋がることが想定され、ひいては、サービス利用者の利用料低減に資することが期待されます。また、M2M 等専用番号化(将来的には11 桁からの桁増し)により、スマートメーターなど M2M 通信システム等の普及が促進され、分散型電源や需要家を含めた新エネルギーマネジメントシステムの導入による省エネ、蓄エネ、創エネ社会の実現、さらには、IoT 活用社会の実現によるイノベーション創出、経済の発展に寄与するものと期待しております。このため、速やかな省令の施行を実施いただくことを要望します。	(九州電力株式会社)	意見2	(全体について) M2M 等専用番号(020)の導入に向けた、今回の電気通信番号規則等の改正 案は、070 番号の枯渇抑制につながるとともに、今後の IoI・M2M(MVNO 含む)の更なる活性化に資することから、その方針に賛同致します。	(電気通信番号規則改正案 第九条三の二) 電気通信番号規則 第九条三の二の改正案における M2M 等専用番号 (020) の対象サービスについて、平成 28 年 9 月 27 日に実施された情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 (第 74 回) 配布資料「資料 74 ー3」にて、「電気通信番号規則等の一部改正の概要① M2M 等専用番号 (020) の対象とするサービスの範囲」が示されており、その 020 番号適用範囲に賛同いたします。 070 番号の枯渇対策に今後も取り組むべく、料金プランに応じて 020 の割り当てを行ってまいります。

(電気通信番号規則改正案 当初11桁とする点について)

MZM 等専用番号の桁数については、携帯電話事業者・MZM サービス利用事業者等のシステム改修等に係る期間や投資を考慮し、関連サービスが迅速かつ円滑に提供できるよう、従来の携帯電話と同じ 11 桁とすることに賛同致します。

なお、今後の更なる MZM 等の需要増を吸収するに十分な番号空間の確保については、標準化動向や将来の MZM 等の需要を勘案し、関係者で再度議論し慎重な判断をすることが肝要と考えます。

告示改正案)

パケット+SMS サービスにおいて、利用者間(H2H つまり人と人の間)でのショートメッセージサービス(SMS)には M2M 等専用番号(020)を利用せず、H2M/M2H における M について、M2M 等専用番号(020) の対象となりうることは、020 番号の適用範囲が広がることから、070 番号の更なる枯渇対策に資すると考えるため賛同致します。

電気通信事業法関係審査基準)

「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」答申(平成 27 年 12 月 17 日)にも記載のとおり、M2M 市場の特性上、製品に通信モジュールを組み込む製造段階で番号が必要となるケースが多く、番号がSIM に書き込まれてから開通するまでの期間を要する半黒 SIM (番号は SIMに書き込まれているが未開通の番号)が多数存在することが予想されるため、半黒 SIM を「需要の見込み」に含めることが適当と考えます。

|株式会社 NTT ドコモ)

意見3

M2M 等専用番号の指定要件(電気通信番号規則)について、携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方 答申(平成 27 年 12 月 17 日 情報通信審議会)においては、「第一種指定電気通信設備との相互接続については、指定要件には含めないことが適当である」とされていましたが、今回の省令案においては、「直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと」を指定要件とするよう変更されています。

回 (平成 27 年 10 月 1日) M2M 等専用番号については、基本的には「機器間でネットワークを介して

今後の更なる M2M 等の需要増を吸収するに十分な番号空間の確保には、桁増しが有効な方策と考えています。これについては、携帯電話事業者のネットワークシステム改修等のための投資費用と十分な準備期間が必要となると見込まれることから、今後の M2M の番号需要の状況等を踏まえ検討することになります。

本改正案に賛同いただいたものとして承ります。

M2M 等専用番号の需要見込みの算出において、070 番号の不足(枯渇)及びご指摘の状況を考慮し、既に SIM に書き込まれているが未開通であり最終利用者に付与されていない番号については、「需要の見込み」の数に含めても支障がないと考えられます。

考え方3

・今般の制度改正は、データを中心とした携帯電話サービスに対する急速な需要拡大による携帯電話番号の枯渇対策、及び lo1 時代において、需要がさらに増大すると見込まれる WZM の特性に対応した番号制度が必要であることから、MZM 等専用番号として 020 番号を創設するものです。

・情報通信審議会では、020番号をユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とすることについて議論されており、020番号をユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とすることで、020番号への移行のインセンティブにつながると言及されています。(電気通信番号政策委員会第17

通信を行うことにより、情報を収集したり機器を作動させたりするシステムで利用すること」が想定されているものの、「特定の相手方に限定されている場合は、音声通信での利用も認める」とされているところです。

当該規定は NTT 東西の第一種指定電気通信設備を利用しない事業者サービスへの着信を可能とする一方で、NTT 東西の第一種指定電気通信設備を利用する事業者サービスに着信する場合に限り、同番号が利用できないとする整理を図るものであり、M2M 等専用番号を用いたシステムから着信できる電気通信事業者のサービスが限定されることから、このような利用形態とすることは利用者利便が損なわれることに繋がりかねないと考えます。

したがって、M2M 等専用番号の指定要件については、省令案別表第二第8項第2号の「直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと。」とするのではなく、今回の答申と同様に「第一種指定電気通信設備との相互接続については、指定要件には含めないことが適当である。」としていただきたいと考えます。

西日本電信電話株式会社)

- 月 4

M2M 等専用番号の指定要件(電気通信番号規則)について、携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方 答申(平成 27 年 12 月 17 日 情報通信審議会)においては、「第一種指定電気通信設備との相互接続の義務は、音声通話サービスについて、広く当該設備や他事業者網の利用者と接続できることが利用者の利益のために重要であることから設けられているものである。一方、当該相互接続を行うには、携帯電話事業者及び固定電話事業者において相応の準備期間やコストを要するものである。また、①配置話事業者において相応の準備期間やコストを要するものである。また、①配定電話ネットワーク利用者全般と接続する必要があるサービスについては、固定電話ネットワーク利用者全般と接続する必要があるサービスについては、固定電話ネットワーク利用者全般と接続する必要があるサービスについては、出定電話をから、第一種指定電気通信設備との相互接続については、指定要件には含めないことが適当である。」とされていました。

ー方、今回の省令案においては、上記答申以降特段の議論のないままに、 「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の改正に よりユニバ料負担の対象外とすることを明確化」することを目的に「直接又は他 の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第9条第1

・他方、ユニバーサルサービス制度では、受益者負担の考え方から、制度的に、NIT 東西の加入電話等と相互接続が可能か否かで、当該番号を利用する事業者が負担を負う対象となるかを判断しています。

注、単に第一種指定電気通信設備との接続義務を要件としないとするだけでは、単に第一種指定電気通信設備との接続義務を要件としないとするだけでは不十分であり、積極的に第一種指定電気通信設備と接続しないことを制度的に担保することが必要であることから、これを指定要件としたものです。

・また、利用者利便の観点からは、020 番号は、ユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外となることにより、M2M 通信を利用者がより利用しやすい環境を整備することにつながります。もし、利用者が、NTT 東西と相互接続する音声通話を必要とする場合、従来どおり 070 等番号を利用することとなります。

・このように、020 番号の新設は、利用者の用途に応じて 070 等番号または020 番号を利用するという番号の選択肢を増やすものであり、利用者の利便性の向上に資するものと考えます。

・なお、今後とも 050 番号利用者の動向等を注視し、番号制度の円滑な利用に向けて、総務省において必要な検討を行っていくことが適当と考えます。

考え方4

・今般の制度改正は、データを中心とした携帯電話サービスに対する急速な需要拡大による携帯電話番号の枯渇対策、及び 1o1 時代において、需要がさらに増大すると見込まれる MZM の特性に対応した番号制度が必要であることから、M2M 等専用番号として 020 番号を創設するものです。

・情報通信審議会では、020 番号をユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とすることについて議論されており、020 番号をユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とすることで、020 番号への移行のインセンティブにつながると言及されています。(電気通信番号政策委員会第 17回(平成 27 年 10 月 1日))

回(平成 27年 10 月1日)) ・他方、ユニバーサルサービス制度では、受益者負担の考え方から、制度的 に、NTT 東西の加入電話等と相互接続が可能か否かで、当該番号を利用する 事業者が負担を負う対象となるかを判断しています。

・従って、ユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とするためには、単に第一種指定電気通信設備との接続義務を要件としないとするだけでは不十分であり、積極的に第一種指定電気通信設備と接続しないことを制度的に担保することが必要であることから、これを指定要件としたものです。・また、利用者利便の観点からは、020番号は、ユニバーサルサービスに係

項第3号の2に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと。」と変 更されております。 また、答申では、M2M 等専用番号として、「特定の者(コールセンターのオペレーター等)のみとの間で行われる」場合は音声通話での利用も認められていたところですが、省令案のとおり施行された場合、第一種指定電気通信設備を利用した NTT 東西の固定電話や他事業者の直収電話等には通信できなくなり、一部の利用者について利便が損なわれる恐れがあります。

したがって、ユニバ料負担の対象外とすることの是非や一部の利用者の利便を損ねる可能性について、改めて十分な議論や検討を行った上で、「第一種指定電気通信設備と接続しないこと」を M2M 等専用番号の指定要件とするべきか判断することが適切であると考えます。

(東日本電信電話株式会社)

| る負担金の徴収の対象外となることにより、MZM 通信を利用者がより利用しやすい環境を整備することにつながります。もし、利用者が、NTT 東西と相| 互接続する音声通話を必要とする場合、従来どおり 070 等番号を利用するこしとなります。

- ・このように、020 番号の新設は、利用者の用途に応じて 070 等番号または020 番号を利用するという番号の選択肢を増やすものであり、利用者の利便性の向上に資するものと考えます。
 - ・当審議会としては、本案は、情報通信審議会で言及のあった「020 番号への移行のインセンティブとしてユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とする」という点を反映した規定ぶりとなっており、現時点においては、適切なものと考えます。
- ・ご指摘の点については、今後、利用者の利便に関し、第一種指定電気通信設備との接続の必要性についての動向を踏まえつつ、番号制度の円滑な利用に向けて、必要に応じ、ユニバーサルサービスの負担金の負担の要否を含め、総務省において検討を行っていくことが適当と考えます。

総務 大臣山本 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会 会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書(案)

平成28年9月27日付け諮問第3089号をもって諮問された事案について、審議の結果、 下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信番号規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

諮問の背票·概要

岩里

- データ通信を中心とした携帯電話サービスの急速な需要拡大による、携帯電話番号の不足(枯渇)対策 が必要。
- あらゆる「モノ」がインターネットに接続されるIoT(Internet of Things)時代において、需要がさらに増大す ると見込まれるM2M(Machine to Machine)の特性に対応した番号制度が必要。
- M2M等の利用について、020番号を解放することが適当との答申(情報通信審議会答申「携帯電話番号 情報通信審議会では、平成27年6月から、携帯電話番号の有効利用に向けた検討を行い、同年12月、 の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」)が示されたところ。

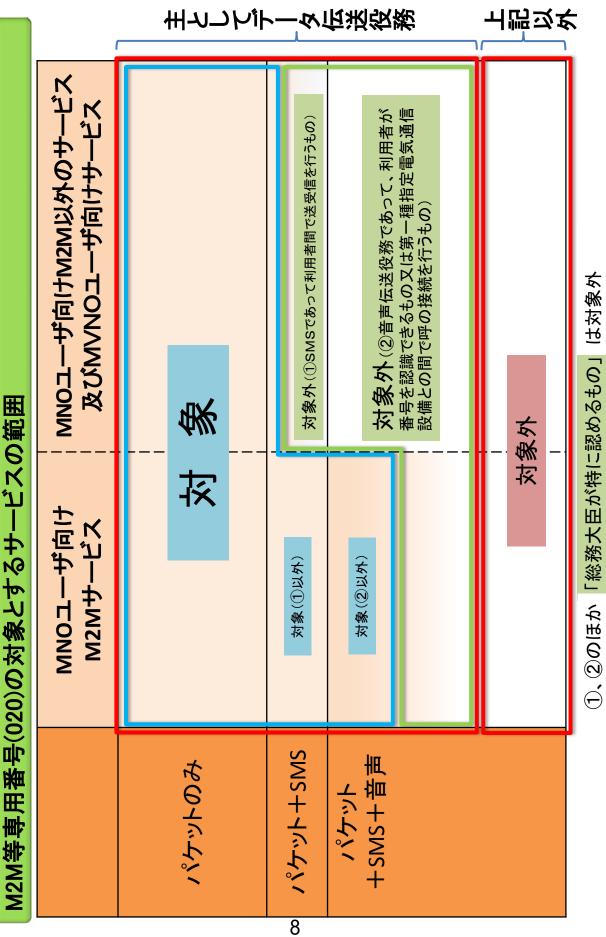
改正の概要

- 電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)
 - M2M等専用番号として、020番号を創設
- ※ 現在無線呼び出し用として指定されている0204番号帯を除く
- 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)
 - ▶ M2M等専用番号についてはユニバ料負担の対象外
- (参考:諮問対象外)
- 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)
- ▶ M2M等専用番号に関する報告様式の整備
- 平成9年郵政省告示第574号(電気通信番号規則の細目を定めた件)
- ➤ M2M等専用番号の対象外となるものを規定
- 電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号)
- M2M等専用番号の申請のための、需要見込み算出方法の整備

施行期日

平成29年1月1日(予定)

\bigcirc 電気通信番号規則等の一部改正の概要



「対象外」とするものは、従来どおり、070番号

電気通信番号規則等の一部改正の概要

<u>N</u>

M2M等専用番号

- 020番号帯(0204は除く)
- 当初11桁

指定要件等

既存の携帯電話番号(090/080/070)と比べて、以下のとおり**指定要件の緩和等**を行う。

① **緊急通報** (要件とせず

対象とするサービスは主としてデータ通信を行うものであり、直接、音声による緊急通報を行うことは想定されな いため、指定要件としない。

② 番号ポータビリティ (要件とせず)

9

現行制度においてもデータ通信専用契約は番号ポータビリティ義務の対象から除外されており、M2M等専用番 号の創設段階でこれを義務化すると事業者の負担が大きくなることから、当面は指定要件としない。

③ 技術基準 (音声通話の品質)(要件とせず)

対象とするサービスは、主に音声を利用するものではないことから、音声通話の品質は指定要件とはしない。

④ 第一種指定電気通信設備と接続しない

番号の対象とはしない。(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の改正によりユニ 音声通話が主たる利用ではないことから、固定電話ネットワーク利用者全般と通話するサービスはM2M等専用 バ料負担の対象外とすることを明確化。)

⑤ 基地局免許の保有 (維持)

M2Mサービス等の提供に当たり、携帯電話基地局を含むネットワークが必要であることから、従来の携帯電話番 号(090/080/070)と同様、基地局の保有は指定要件とする。

経過措置

既に指定済みの携帯電話番号(090/080/070)番号はこれまで同様に使用できる。(M2Mサービスにも使用可)

携帯・PHS 向け電気通信番号の比較

	_(L\X) 060/080/020	020 (新設)
対象とな	音声通話(制約なし)NTT 東西網と接続する音声通話が可能	- 限定的な音声通話(通話先限定、番号認識せず) - NTT 東西網と接続する音声通話は不可
るサーボ	SMS (制約なし)	機械とやりとりする SMS (例:機器制御用 SMS)人と人とのメッセージ交換は不可
ス (注2)	・データ通信	・データ通信
電気通信	第一種指定電気通信設備と接続 オスニン	・第一種指定電気通信設備と呼の接続を行わない - ア (注3)
番号規則に規定さ	١J	J
れた指定	番号ポータビリティが可能であること (注4)	
安什寺	基地局の無線局免許を有すること	・基地局の無線局免許を有すること
レニズー サルサー ドスに る負担金	負担あり	負担なし

利用者の必要とする用途が 020 番号で扱える範囲内であれば、原則として、新たに指定される 070 番号ではなく、020 番号又は既に指 定済みの 070/080/090 番号を使用。 (世十)

実際に利用できるサービスは、ネットワーク側の設定等により、制度的に可能な上記サービスに一部制限がかかる可能性あり。 (洪5) 受益者負担の考え方から、ユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とするには、NTT 東西網と接続する音声通話を制度的に 不可とすることが必要。 (定世)

(注4) データ通信のみの場合は対象外。

○電気通信番号規則 (平成九年郵政省令第八十二号) の — 部を改正する省令案新旧 1対照表

(傍線部分又は下線部分は改正部分)

現

行

(端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

改

正

案

識別するための電気通信番号(第十条の電気通信番号を除く。)第九条 端末系伝送路設備(第十二条に規定するものを除く。)を

は、

次のとおりとする。

ることができる。 設備において、 別に告示する電気通信番号とする。 ための電気通信番号は、 困 伝送路設備 に規定するものを除く。 利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であって、 難であると総務大臣が認めるときは、 固定端末系伝送路設備 (第四号の端末系伝送路設備を除く。 別に告示する電気通信番号によることが著しく 総務大臣が市町村等の区域を勘案して (その一端が特定の場所に設置される 及び無線呼出しの役務に係る端末系 ただし、 他の電気通信番号とす 固定端末系伝送路 を識別する 次号

一 (略)

示するものを除く。)を識別するための電気通信番号は、別表データ伝送役務の用に供するものであって、総務大臣が別に告三の二 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備(主として

(端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

識別するための電気通信番号(第十条の電気通信番号を除く。) 第九条 端末系伝送路設備(第十二条に規定するものを除く。) を

は、次のとおりとする。

ための電気通信番号は、 利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であって、 ることができる。 困 設備において、 別に告示する電気通信番号とする。 伝送路設備 に規定するものを除く。 .難であると総務大臣が認めるときは、 固定端末系伝送路設備 (第五号の端末系伝送路設備を除く。 別に告示する電気通信番号によることが著しく)及び無線呼出しの役務に係る端末系 総務大臣が市町村等の区域を勘案して (その一 端が特定の場所に設置される ただし、 他 の電気通信番号とす 固定端末系伝送路)を識別する 次号

一 (略)

の電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備を識別するため

第一第六号の二に定めるものとする。

電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。するものに限る。)に係る端末系伝送路設備を識別するための四 無線呼出しの役務(当該役務に係る料金を発信側の者が負担

2 (略)

五.

(略)

別表第一

第一号~第五号 (略)

第六号(第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK(Cは0を除く。)、80CDEFGHJK(Cは0を除く。)又は90CDEFGHJK(Cは0を除[|]く、)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第六号の二(第9条第1項第3号の2関係)

20CDEFGHJK (Cは0及び4を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気 通信事業者ごとに定められる数字とする。

E 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

204DEFGHJK

ただし、DEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通

電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。するものに限る。)に係る端末系伝送路設備を識別するための無線呼出しの役務(当該役務に係る料金を発信側の者が負担

几

五 (略)

2 (略)

別表第一

第一号~第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

第八方(第9米第1項第3方関係) 70CDEFGHJK(CはOを除く。)、80CDEFGHJ

(Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

^ °

注 英字は、十進数字とする。

第七号(第9条第1項第4号関係)

20CDEFGHJK(Cは0を除く。

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気

 \mathbb{Z}

信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第八号~第十三号

(器)

別表第二(第15条第2項関係)

- 種指定電気通/ 行うこと (ただ る場合を除く。)	通信役務 される事 行われて	2 直接又 該網に保 信回線設 号に規定	項第3号に規規定する定するもの気通信事	1~6 (略) (略) 7 第9条第1 1 電波法	電気通信番号の 種別 要件
一種指定電気通信設備と網間信号接続を 行うこと(ただし、総務大臣が特に認め	通信役務を提供する電気通信設備に適用 される事業用電気通信設備の自己確認が 行われているものに限る。)を介して第	直接又は他の電気通信事業者の網(当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気	規定する基地局の無線局免許を有する電 気通信事業者であること。) 電波法施行規則第4条第1項第6号に	

 ω

し、総務大臣が特に認める場合を除

 \mathcal{L}

総務大臣が特に認める場合を除

緊急通報が利用可能であること(ただ

通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第八号~第十三号 (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

	電気通信番号の	要件
	種別	
	1~6 (略)	(昭子)
	7 第9条第1	1 電波法施行規則第4条第1項第6号に
	項第3号に規	規定する基地局の無線局免許を有する電
	定するもの	気通信事業者であること。
		2 直接又は他の電気通信事業者の網(当
		該網に係る当該電気通信事業者の電気通
		信回線設備について、第9条第1項第3
		号に規定する電気通信番号を用いて電気
		通信役務を提供する電気通信設備に適用
		される事業用電気通信設備の自己確認が
		行われているものに限る。)を介して第
		一種指定電気通信設備と網間信号接続を
		行うこと(ただし、総務大臣が特に認め
		る場合を除く。)。
		3 緊急通報が利用可能であること (ただ
_		

13 第10条第1	定するもの	項第2号に規	12 第10条第1	定するもの	項第1号に規	11 第10条第1	定するもの	項第5号に規	10 第9条第1					定するもの	項第4号に規	9 第9条第1				9	に規定するも	項第3号の2	8 第9条第1
(略)			(昭)			(略)			(略)	に認める場合を除く。)。	接続を行うこと(ただし、総務大臣が特	して第一種指定電気通信設備と網間信号	2 直接又は他の電気通信事業者の網を介	有する電気通信事業者であること。	2に規定する無線呼出局の無線局免許を	1 電波法施行規則第4条第1項第7号の	信番号に係る呼の接続を行わないこと。	9条第1項第3号の2に規定する電気通	して第一種指定電気通信設備との間で第	2 直接又は他の電気通信事業者の網を介	気通信事業者であること。	規定する基地局の無線局免許を有する電	1 電波法施行規則第4条第1項第6号に
							-			-													
12 第10条第1	定するもの	項第2号に規	11 第10条第1	定するもの	項第1号に規	10 第10条第1	定するもの	項第5号に規	9 第9条第1					定するもの	項第4号に規	8 第9条第1							
(略)			(路)			(略)			(昭)	に認める場合を除く。)。	接続を行うこと(ただし、総務大臣が特	して第一種指定電気通信設備と網間信号	2 直接又は他の電気通信事業者の網を介	有する電気通信事業者であること。	2に規定する無線呼出局の無線局免許を	1 電波法施行規則第4条第1項第7号の							

(略)項第3号に規定するもの13第12条に規定するもの(略)14第13条に規定するもの定するもの14第13条に規定するもの注1~4(略)	項第3号に規 定するもの 13 第12条に規 定するもの 14 第13条に規 定するもの 注1~4 (略)	注1~4 (略)	定するもの	15 第13条に規	定するもの	14 第12条に規	定するもの	項第3号に規
19第3号に規 でするもの 第12条に規 でするもの 第13条に規 でするもの でするもの	原第3号に規 でするもの 第12条に規 でするもの 度するもの 第13条に規 でするもの でするもの			(略)		(略)		
19第3号に規 でするもの 第12条に規 でするもの 第13条に規 でするもの でするもの	原第3号に規 でするもの 第12条に規 でするもの 度するもの 第13条に規 でするもの でするもの							
19第3号に規 でするもの 第12条に規 でするもの 第13条に規 でするもの でするもの	原第3号に規 でするもの 第12条に規 でするもの 度するもの 第13条に規 でするもの でするもの							
19第3号に規 でするもの 第12条に規 でするもの 第13条に規 でするもの でするもの	19第3号に規 でするもの 第12条に規 でするもの 第13条に規 でするもの でするもの でするもの							
(略)	(略)							
		4	定するもの		定するもの		定するもの	項第3号に規

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則(以下「旧規則」という。)第九条第一項第三 号に規定する電気通信番号については、旧規則の規定は当分の間、なおその効力を有する。

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)の一部を改正する省令案新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改一	正案		現	行
別表第11 (第25条関係)		別表	別表第11 (第25条関係)	
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号		電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
$1\sim4$ (略)	(昭各)		$1 \sim 4$ (略)	(略)
5 電気通信番号規則第9条	70CDEFGHJK, 80CD		5 電気通信番号規則第9条	70CDEFGHJK, 80CD
第1項第3号に規定する電	EFGHJKX/t30CDEF		第1項第3号に規定する電	EFGHJK又は90CDEF
気通信番号	GHJK		気通信番号	GHJK
6 電気通信番号規則第9条	204DEFGHJK		6 電気通信番号規則第9条	20CDEFGHJK
第1項第4号に規定する電			第1項第4号に規定する電	
気通信番号			気通信番号	
$7 \sim 10$ (略)	(昭)		$7 \sim 10$ (略)	(略)
注1~注2 (略)			注1~注2 (略)	

附則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○電気通信事業報告規則 (昭和六十三年郵政省令第四十六号) の一部を改正する省令案新旧対照表

改

正

案

(下線部分は改正部分)

現

行

											1	
								_			徭	徭
						号の種別	電気通信番			電気	第2表	第1表 (略)
						使用数	紳			通信番		
						数	卓			号の		
						使用数	番号未			使用状況報		
						\frac{1}{2}	梅			4		
						休止数	坤			OAE		
			数	番号使用	イに係る	タビリテ	番号ポー	事業者名	年3	電気通信番号の使用状況報告(0AB~J番号以外)		
				使用数	係る番号	ービスに	FMCサ		年3月31日現在	(外)		

様式第28(第8条関係)

樣式第28 (第8条関係)

第1表 (略)

第2表 電気通信番号の使用状況報告(0AB~J番号以外)

年3月31日現在

事業者名

수 計						号の種別	電気通信番	
						使用数	番号	
						使用数	番号未	
						休止数	番号	
			数	番号使用	イに係る	タビリテ	番号ポー	I
				使用数	係る番号	ードスに	FMC+	
								•

注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

注1

0

項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1

(電気通信番号規則第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番

(電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電

10204J

「電気通信番号の種別」の欄は、「070/080/090」、

[020 C]

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「070/080/090」、<mark>「020」</mark>、 「881」、「091」、「060」、「050」又は「0ABO」を記載すること。

を記載すること。 <u>気通信番号)</u>、「881」、「091」、「060」、「050」又は「0AB0」

第3表 3~8 (器) (器)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等

併 月末現在

事業者名

 $1\sim4$

(器

ているも

0

(器)

IJ

電気通

70、80又

第3表 $3 \sim 8$ (器) (器)

樣式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等

5 電気通	(略)	$1\sim4$													号の種別	電気通信番
70、80X		(略)													番号	電気通信
			D	ているも	用いられ	ない形で	者に見え	最終利用	等により	転送機能	(2) うち呼	(1) 番号使用数		号	けた電気通信番	自社が指定を受
					3 th 0)	られてい	者に用い	最終利用	り自社の	ティによ	ータビリ	[3] 番号ポ	番号	た電気通信	指定を受け	他事業者が
											+(3)	(1)-(2)	番号数	気通信	対象電	(4) 算定

併 月末現在 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。附 則

(器)

注 $1\sim5$ $7\sim10$ 6 気通信番 気通信番 4号の電 3号の電 第1項第 亨 亭 第1項第 則第9条 信番号規 則第9条 信番号規 (器) 電気通 $\Box \triangleright$ (器) 声 気通信番 始まる電 卓 始まる電 <u>204</u>から 気通信番 は90から 1 (器) 注1~5 6

 $7 \sim 10$ 気通信番 気通信番 卓 則第9条 卓 4号の電 第1項第 則第9条 信番号規 3号の電 第1項第 信番号規 (器) 電気通 20から始 1111 通信番号 まる電気 卓 始まる電 気通信番 1190から (器)

○平成九年郵政省告示第五百七十四号(電気通信番号規則の細目を定めた件)の一部を改正する告示案新旧対照表

別表第一号 ~ 別表第三号(略)	第二条~第四条(略)	三 その他総務大臣が特に認めるもの 三 を 三 を 日	- イー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第一条の二、見川等も条等・頁等三字の二と見ざける窓券で記る川と古代けるの第一条(略)	改正案	
別表第一号 ~ 別表第三号 (略)	第二条~第四条(略)		11	第一条 (略)	改 正 前	(傍線部分は改正部分)

附 則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

○電気通信事業法関係審査基準 (平成13年総務省訓令第75号)
)の一部を改正する訓令案新旧対照表(下線部は変更箇所を示す。)

0 万	0万
気通信番号の数×10万)÷1	気通信番号の数×10万)÷1
(2) 新たに必要な電気通信番号の数= (需要の見込み-指定済み電	(2) 新たに必要な電気通信番号の数=(需要の見込みー指定済み電
使用率=0.85	使用率=0.85
	号の増加数÷3ヶ月×13ヶ月
需要の増加見込み=直近3ヶ月間の加入者と契約している番	需要の増加見込み=直近3ヶ月間の加入者と契約している番
見込み)÷使用率	見込み)÷使用率
(1) 需要の見込み=(使用している電気通信番号の数+需要の増加	(1) 需要の見込み=(使用している電気通信番号の数+需要の増加
2 番号規則第9条第1項第3号 註	2 番号規則第9条第1項第3号 _注
1 (略)	1 (略)
合等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。	合等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。
電気通信役務の提供に関する特別な需要に基づく申請を行う事業者の場	電気通信役務の提供に関する特別な需要に基づく申請を行う事業者の場
り算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者の場合、	り算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者の場合、
需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法によ	需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法によ
٥٧ °	⊗ ′°
本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用す	本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用す
電気通信番号指定基準	電気通信番号指定基準
別紙 2	別紙 2
現行	改正案
の一即を以上9 る訓巾条利旧刈照衣(I)	〇电从进后尹未公阅咏奋且兹毕(于以 1 3 牛陀药自则 7 另 1 3 5 7 7 7 可它以上 3

使用率 注2≦1	使用率 注2≦1
る番号の増加数÷3ヶ月 _{注1} ×13ヶ月 _{注1}	る番号の増加数÷3ヶ月 _{注1} ×13ヶ月 _{注1}
需要の増加見込み=直近3ヶ月間 註1の加入者と契約してい	需要の増加見込み=直近3ヶ月間 注1の加入者と契約してい
見込み)÷使用率	見込み)÷使用率
(1) 需要の見込み=(使用している電気通信番号の数+需要の増加	(1) 需要の見込み=(使用している電気通信番号の数+需要の増加
3 上記以外	4 上記以外
	<u>示されることを条件とする。</u>
	注 申請を行う事業者による申告値とするが、十分な算出根拠が
	<u>0 万</u>
	気通信番号の数×10万) ÷1
	(2) 新たに必要な電気通信番号の数=(需要の見込みー指定済み電
	使用率=0.85
	<u>る増加数_造)</u>
	申請月から24ヶ月後までの間に見込まれ
	需要の増加見込み= (加入者と契約している番号について、
	見込み)÷使用率
	(1) 需要の見込み=(使用している電気通信番号の数+需要の増加
	3 番号規則第9条第1項第3号の2
上のものを使用している場合に限り行うものとする。	上のものを使用している場合に限り行うものとする。
事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、75%以	事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、75%以
注 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信	注 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信

数を指す。	数を指す。
注3 1の事業者識別番号で加入者に割り当てることができる最大	注3 1の事業者識別番号で加入者に割り当てることができる最大
の数が必要最小限となるように設定しなければならない。	の数が必要最小限となるように設定しなければならない。
注2 申請に係る電気通信番号によって、必要とする電気通信番号	注2 申請に係る電気通信番号によって、必要とする電気通信番号
ることができる。	ることができる。
間(需要の見込みを算定するための基準とする期間)を短くす	間(需要の見込みを算定するための基準とする期間)を短くす
注1 必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるよう算定期	注1 必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるよう算定期
数 注 3) ÷ 最大払い出し数 注 3	数 注3) :最大払い出し数 注3
気通信番号の数×最大払い出し	気通信番号の数×最大払い出し
(2) 新たに必要な電気通信番号の数= (需要の見込みー指定済み電	(2) 新たに必要な電気通信番号の数= (需要の見込み-指定済み電

附則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。